

契 約 書

発注者と受注者とは、次のとおり契約を締結する。

第1条(契約の目的)

発注者は受注者に対し、別紙業務指示書に基づき、農業用ドローン操縦ライセンス講習業務(以下「本業務」という。)を履行させるものとする。

第2条(契約金額)

本契約の金額は、金_____円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

第3条(契約保証金)

契約保証金は、免除する。

第4条(契約期間)

契約期間は、契約締結日から令和8年(2026年)11月30日までとする。

第5条(履行場所)

本業務の履行場所は、北海道美幌高等学校敷地内とする。

第6条(履行の方法)

- 1 受注者は、別紙業務指示書に従い、本業務を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、講習に従事する講師が、航空法に基づく操縦者技能証明等の必要資格を有することを保証する。

第7条(安全管理)

- 1 受注者は、講習実施にあたり、別紙業務指示書に従い安全管理体制を整備し、書面により、発注者へ通知しなければならない。
- 2 受注者は、航空法その他関係法令を遵守し、必要な飛行許可・承認を事前に取得するものとする。

3 事故が発生した場合、受注者は直ちに発注者へ報告し、必要な措置を講じなければならない。

第8条(個人情報の取扱い)

受注者は、発注者から提供された受講者名簿その他の個人情報を、本業務の目的以外に使用してはならず、適切に管理し、業務終了後は速やかに返却または消去するものとする。

第9条(再委託の禁止)

受注者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、発注者が書面により承認した場合はこの限りでない。

第10条(契約履行の確認)

受注者は、本業務完了後、受講者全員の「仮認定証」を発注者に提出し、仮認定証の有効期限までに、「認定証(本証)」を提出するものとする。

第11条(代金の支払)

1 発注者は、前条による確認後、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 代金の支払場所は、北海道オホーツク総合振興局出納員の勤務の場所とする。。

第12条(契約解除)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができる。

- (1) 本業務を正当な理由なく履行しないとき
- (2) 安全管理を怠り、重大な支障を生じさせたとき
- (3) 再委託禁止に違反したとき
- (4) その他契約条項に違反したとき

第13条(電子メールを利用する方法)

この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用することができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 14条(協議)

本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ決定する。

令和 年 月 日

発注者 北海道

北海道教育庁オホーツク教育局長 松 橋 朗 印

受注者 住所

氏名